

憲 法

・解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. 小問1、小問2とも解答してください。
4. 解答用紙は、設問ごとに分ける必要はありません。
5. 解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙と下書き用紙は、持ち帰ってください。

問題

次の事例を読んで、下の問いに答えなさい。

憲法 10 条の規定を受けて制定された国籍法は、日本国籍の取得につき、昭和 59 年改正（昭和 59 年法律第 45 号）により、その 2 条 1 号において父母両系血統主義を採用している。そのため、出生時に父母のいずれかが日本国籍を有する場合には、その子は、出生地のいかなを問わず生来的に日本国籍を有することになる。そこで、同様に父母両系血統主義を採用している他国の国籍を有する者と、日本国籍を有する者との間に生まれた子は、重国籍者となる。国籍法 12 条は、このような重国籍者の取扱いについての規定であり、出生により外国の国籍を取得して日本国籍との重国籍となるべき子のうち「国外で生まれた」者については、日本で生まれた者と異なり、戸籍法 104 条の定めに従って出生の届出をすべき父母等により、出生の日から 3 箇月以内に日本国籍を留保する意思表示がその旨の届出によりなされなければ、その出生時から日本国籍を有しないものとするを定めている。また国籍法 17 条 1 項および 3 項は、同法 12 条により日本国籍を有しないものとされた者で 20 歳未満のものについて、日本に住居を有するときは、法務大臣に届け出ることによって、その届出時に日本国籍を取得することができることを定めている。

X は、日本国籍を有する父と、A 国の国籍を有する母との間に、嫡出子として 2001 年に A 国で出生した。A 国の国籍法は父母両系血統主義を採用しているため、X は A 国の国籍を取得した。他方で、X の父母等は日本の国籍法 12 条が定める国籍留保制度を知らなかったため、日本の国籍を留保する旨の届出を行わなかった。その結果 X は、出生の時にさかのぼって日本の国籍を失ったものとされた。

その後 X の父は、X と X の母を A 国に残したまま日本に帰国してしまい、連絡がとれなくなった。X は、2015 年に短期滞在の在留資格で日本に入国したうえ、国籍法 17 条 1 項による国籍再取得のために必要な届出の添付書類をすべて携えて、千葉地方法務局に赴き、国籍取得の届出をしたい旨申し出て、持参した添付書類を提示した。しかし、担当職員は、X が「日本に住居を有するとき」という要件を満たしていると認めるのは困難であり届出は受け付けられない旨告げ、同法務局に予め用意されている届出用紙を交付しなかった。そのため X は、当該用紙による届出をすることができず、持参した添付書類を持ち帰った。何とかして日本国籍を取得したい X は、弁護士に相談した。

小問 1

相談を受けた弁護士は、まず、国籍法 12 条が違憲無効であるため、X は国籍法 2 条 1 号により日本国籍を取得しているとして、日本国籍を有することの確認を求めることを考えた。あなたが弁護士となった場合、国籍法 12 条の違憲性についてどのような主張を行うか

述べなさい。さらに、これに対する被告（国）側の反論について簡潔に述べたうえで、あなた自身の見解を示しなさい。

小問2

相談を受けた弁護士は、次に、仮に国籍法 12 条は合憲だとしても、戸籍法 104 条および国籍法 17 条を手掛かりとした論理構成によって、X が日本国籍を取得することができないかと考えた。あなたが弁護士となった場合、どのような憲法上の主張を行うかについて述べなさい。さらに、これに対する被告（国）側の反論について簡潔に述べたうえで、あなた自身の見解を示しなさい。

【資料1 国籍法（抜粋）】

（出生による国籍の取得）

第2条 子は、次の場合には、日本国民とする。

- 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

（認知された子の国籍の取得）

第3条 父又は母が認知した子で20歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

（国籍の喪失）

第12条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。

（国籍の選択）

第14条 外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。

2 日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言（以下「選択の

宣言」という。) をすることによつてする。

(国籍の再取得)

第 17 条 第 12 条の規定により日本の国籍を失つた者で 20 歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 第 15 条第 2 項の規定による催告を受けて同条第 3 項の規定により日本の国籍を失つた者は、第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる条件を備えるときは、日本の国籍を失つたことを知つた時から 1 年以内に法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。ただし、天災その他その者の責めに帰することができない事由によつてその期間内に届け出ることができないときは、その期間は、これを行うことができるに至つた時から 1 月とする。

3 前 2 項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

【資料 2 戸籍法 (抜粋)】

(国籍留保の意思表示)

第 104 条 国籍法第 12 条に規定する国籍の留保の意思の表示は、出生の届出をすることができる者 (第 52 条第 3 項の規定によつて届出をすべき者を除く。) が、出生の日から 3 箇月以内に、日本の国籍を留保する旨を届け出ることによつて、これをしなければならない。

2 前項の届出は、出生の届出とともにこれをしなければならない。

3 天災その他第 1 項に規定する者の責めに帰することができない事由によつて同項の期間内に届出をすることができないときは、その期間は、届出をすることができるに至つた時から 14 日とする。